

事務事業一元化調書

- 協議第 12 号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 15 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 16 号 土地利用の取扱いについて
- 協議第 17 号 上下水道事業の取扱いについて

報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて (B ランク) その 1

第 4 回 相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書 目次

協議第 12 号	行政連絡機構の取扱いについて	1
協議第 15 号	町名・字名の取扱いについて	9
協議第 16 号	土地利用の取扱いについて	10
協議第 17 号	上下水道事業の取扱いについて	13
報告第 16 号	各種事務事業の取扱いについて (B ランク) その 1	
	企画部会	57
	市民部会	60
	都市部会	64
	管理部会	72

協議第 12 号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第 15 号 町名・字名の取扱いについて

協議第 16 号 土地利用の取扱いについて

協議第 17 号 上下水道事業の取扱いについて

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 13	合併協議事項 行政連絡機構の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 行政連絡機構の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	3,108千円	6,541千円	2,839千円		
根拠法令等		城山町地区行政委員設置規則	津久井町補助金等にかかる予算の執行に関する規則	相模湖町行政委員設置規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 相模原市自治会連合会</p> <p>【構成】 18地区自治会連合会 432自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 159,478世帯(4/1現在) 加入率 63.3%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより 9円×12回/年×世帯数 広報こついき 9円×12回/年×世帯数 無償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 暮らしのガイド・各種チラシの配付及びポスターの掲示は、各機関が自治会広報担当に業者委託等により送達して、依頼している。 18地区連単位で、年19回発行している地域情報紙に行事及び催物等の周知記事の掲載を依頼している。(地区自治会連合会発行) <p>広報さがみはら、市議会だよりは、新聞折込み又は郵送により配付している。</p> <p>相模原市自治会連合会に対して、自治会等活動推進奨励金 自治会連合会運営助成金 コミュニティ助成事業助成金を交付している。</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 城山町自治会連合会</p> <p>【構成】 12自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 6,231世帯(4/1現在) 加入率 76.4%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償によるもの…単位自治会への支出 <ul style="list-style-type: none"> 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより 9円×12回/年×世帯数 広報こついき 9円×12回/年×世帯数 無償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 各種回覧、チラシの配付及びポスターの掲示は、各機関が自治会へ送達して、依頼している。 町広報紙15日号は、新聞折込みにより配付している。 町自治会連合会に対しての助成はない。 <p>地区行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに地区行政委員を置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 町行政に必要な各種の調査及び報告 町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 報酬(年額) <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 225,000円 世帯割額 50円 <p>【参考】 自治 12自治会 世帯数8,155世帯</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 津久井町自治会連合会</p> <p>【構成】 6地区自治会連合会 62自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 8284世帯(15.4.1現在) 加入率 85.7%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 広報こついき 15円×12回/年×世帯数 (広報に付随して配布するもの～平成16年度予定) 広報こついき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・町制50周年記念誌・環境基本計画概要版・その他各地区発行物等 無償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 広報こついき15日号は、新聞折込みにより配付している。 津久井町自治会連合会に対して、津久井町自治会連合会助成金を交付している。 <p>津久井町行政連絡員</p> <p>【目的】 町行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のために、住民で組織する自治会毎に置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町行政に係る文書等の配付、周知 町行政に必要な各種の調査及び報告 町行政に関する住民の要望、意見等の伝達 報酬(年額) <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 52,750円 世帯割額 394.5円 <p>【参考】 自治会数 62自治会 世帯数 8,284世帯(15.4.1現在)</p>	<p>行政連絡機構の取扱い</p> <p>【名称】 町全体としての連合会はなし 内郷地区のみ連合会あり</p> <p>【構成】 35自治会(4/1現在) (自治会未組織数 17(4/1現在))</p> <p>【対象】 加入世帯数(4/1現在) 自治会 2,805世帯 自治会未組織 198世帯 加入率 81.9%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償によるもの…自治会・未組織への支出) <ul style="list-style-type: none"> 毎月1日号 50円×12回×世帯数 (広報に付随して配布するもの) 広報こついき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・その他各課発行物等 無償によるもの <ul style="list-style-type: none"> 1日号以外で依頼するもの。 <p>町広報紙お知らせ版(15日号)は、新聞折込みにより配付している。</p> <p>自治会連合会に対しての助成はない。</p> <p>行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 町行政に必要な各種の調査及び報告 町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 報酬(年額) <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 19,000円 世帯割額 110円 自治会数 35自治会(6/1現在36自治会) 世帯数 2,805世帯(6/1現在2,845世帯) <p>【参考】 自治会数 35自治会(6/1現在36自治会) 世帯数 2,805世帯(6/1現在2,845世帯) 自治会未組織数 17組織(6/1現在14組織) 世帯数 198世帯(6/1現在176世帯)</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の相違 相模湖町は連合会が組織されていない。 行政連絡事務の依頼内容の相違 各市町ごとに異なっている。 行政委員の相違 津久井3町は行政委員を設置している。 支払報酬の相違 行政連絡事務に対する手数料及び報酬が異なっている。 	<p>【調整方針】</p> <p>合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。</p> <p>ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
13	行政連絡機構の取扱い	市民部会	市民生活課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	地域振興嘱託員経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額（平成16年度）	8,131千円					
根拠法令等	相模原市地域振興嘱託員設置要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営に資するため、出張所が併設されていない独立公民館のうち、9館に各1名の地域振興嘱託員を配置して、地区自治会連合会等の事務局事務及び地域市民まつり事務、ふれあい広場事務等に従事している。</p> <p>【担当する職務】 ・地域自治団体との連絡に関すること。 ・地域の行政に係る要望等の取り次ぎに関すること。 ・その他、市長が必要と認めること。</p> <p>【平成16年度配置数】 ・9名</p> <p>【服務内容等】 ・身分 非常勤特別職 ・任期 1年 ・勤務日数 週3日 ・勤務時間 6時間/日 ・報酬 74,300円/月</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 *公民館設置状況 中央公民館（生涯学習課所管/文化福祉会館内に併設） 青根公民館（生涯学習課所管）</p> <p>*地域センター設置状況 鳥屋地域センター（鳥屋支所所管/支所併設） 青根コミュニティセンター（青根支所所管/青根中学校併設） 三井会館（町民課所管） 小網地域センター（町民課所管） 串川地域センター（串川支所所管/支所併設） 串川ひがし会館（串川支所所管） 中央地域センター（中央出張所所管/出張所併設） 西青山会館（串川支所所管）</p>	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、津久井3町への配置については、合併後に配置基準の見直しとともに検討を行なう。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
13	行政連絡機構の取扱い		市民部会	市民生活課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
12	自治会活動助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	90,315千円	8,985千円	3,300千円	2,500千円		
根拠法令等	自治会等活動推進奨励金交付要綱 相模原市自治会活動推進奨励金交付基準 自治会活動功労者等感謝状贈呈要領	城山町コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱 城山町コミュニティ保険取扱要綱	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	2,500千円	2,400千円	2,500千円	2,500千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会連合会及び単位自治会の円滑化、同会との連絡調整並びに意見の集約等の地域活動の推進を支援する方策の一つとして、本市及び同会と連携して活動する相模原市自治会連合会に奨励金を交付するとともに、功労者の表彰を行い、個性豊かなコミュニティづくりの推進を図る。</p> <p>【自治会等活動推進奨励金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付基準 400円×自治会加入世帯数 ・予算額 64,400千円</p> <p>【自治会連合会運営助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金(9,660千円) 地域情報紙発行補助金(13,376千円) ・予算額 23,036千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 400千円×6地区 100千円×市連 ・予算額 2,500千円</p> <p>【自治会活動功労者表彰費】 ・表彰対象 地区自治会連合会長 3年以上 自治会長 5年以上 地区自治会連合会役員 5年以上 自治会役員 10年以上 ・予算額 205千円</p> <p>【自治会関係事務費】 ・予算額 174千円</p> <p>歳入の説明(各市町共通) 財団法人 自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れた受託事業収入を財源として、コミュニティ助成事業実施要綱に定める「一般コミュニティ助成事業」の適用により交付されたものである。</p>	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとともに、広報紙の配布など、町の事務に協力していただくことに対する謝礼金を交付する。 また、自治会活動に伴う、賠償責任及び傷害を負った場合に、コミュニティ保険によりこれを補償し、自治会活動の健全な発展を図る。</p> <p>【コミュニティ施設等整備事業補助金】 ・今年度補助団体 6自治会 ・補助基準 備品整備(500千円限度) 総事業費×1/2 ・本年度予算額 5,343千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 小倉自治会 ・予算額 2,400千円</p> <p>【自治会協力謝礼】 ・交付団体 城山町内12自治会 ・算出方法 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 自治会館火災保険料 自治会館運営費 50,000円 ・予算額 2,932千円</p> <p>【コミュニティ保険】 ・交付対象事業 自治会活動全般 ・補償内容 賠償責任 1事故1億円 傷害 死亡300万円 入院 基礎日額 5,000円 通院 " 2,000円 手術補償金 30,000円 後遺傷害補償金 9万円～300万円 傷害見舞金 住民の親族で他の地域に生活の本拠を有する方が、自治会活動参加中にケガや死亡した場合。 死亡 10万円 後遺障害 3千円～10万円 入院 8日～14日 5,000円 15日～30日 10,000円</p>	<p>【目的】 積極的な町民参加を促していくために、地域と町行政の役割分担を明確にし、自治会活動を含めたコミュニティ組織への助成を行っている。</p> <p>【自治会連合会助成金】 ・交付団体 津久井町自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金 800千円 ・予算額 800千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各地域振興協議会、各地区体育振興会、各地区自治会連合協議会等 ・交付内訳 自治総合センターの実施要綱に基づき交付 ・予算額 事業の採択結果により予算計上(H16は2,500千円)</p>	<p>【目的】 積極的な自治会活動及び文化活動を促進し、地域の健全な発展に尽力している組織に助成している。</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各種団体・自治会・文化団体 ・交付内訳 上限2,500千円 (自治総合センターの実施要綱) ・予算額 事業採択により計上(16年度2,500千円)</p>	<p>【課題】 ・交付基準の相違 1市3町の交付基準が異なっている。 ・交付金収入の減少 財団法人 自治総合センターから受けている「一般コミュニティ助成事業交付金」が1市町村250万円を限度額としているため、合併に伴い1市分のみが交付額となって減額される。</p>	<p>【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 13	合併協議事項 行政連絡機構の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 自治会活動助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<small>31日以上 20,000円 ・予算額 710千円</small>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 13	合併協議事項 行政連絡機構の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 市民生活課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 13	事務事業名 自治会集会所建設等助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	86,508千円	0千円	19,967千円	827千円		
根拠法令等	相模原市自治会等集会所建設補助金交付要綱 相模原市自治会等集会所建設資金融資要綱	城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町自治会集会所建設補助金交付要綱 津久井町自治会集会所用地取得等資金融資要綱 (地域振興特例事業補助金交付要綱)	相模湖町立集会所施設等の設置及び管理に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	12,453千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所用地、建物を購入等する場合、事業を補助するもの。</p> <p>【歳出予算】</p> <p>32,500千円</p> <p>【金額等】</p> <p>土地の購入の場合 購入額の1/2、対象面積200㎡まで</p> <p>建物の購入、新築の場合 購入額(建設費)の1/2、対象面積140㎡まで 対象単価140千円/㎡まで</p> <p>【特記事項】</p> <p>土地の補助については1自治会1回。 補助を受ける自治会は、自治会の法人化をしてもらう。</p> <p>その他 自治会集会所建設事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>相模原市自治会等集会所建設資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>54,008千円(預託金)</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所の取得支援のため</p> <p>【内容等】</p> <p>相模原市農業協同組合と相模原市との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、市は市農協に対し融資額の7割を預託。自治会等は、市農協から年利2%かつ10年間の均等払いにて利用できる。 なお、市は、年度末にいったん預託金の全額を市に返還してもらい、年度当初に改めて融資額の7割を預託する。</p>	<p>【目的】</p> <p>地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 集会所新築 経費の1/3以内で15,000千円限度(用地取得費は含まない) 集会所増改築及び修繕 経費の1/2以内で2,500千円限度 集会所改築(身体障害者用のスロープ、トイレ、てすり等の増改築及び修繕) 経費の2/3以内で2,000千円限度 集会所付帯設備整備 経費の1/2以内で1,000千円限度 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、用地、建物を購入する場合に補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>土地購入の場合 購入額の1/2以内、限度額1,000万円 対象面積200㎡まで、全額財産区負担</p> <p>建物の購入、新築、増築、改築等の場合 購入額(建設費)の1/3、対象面積30㎡以上 限度額・一般財源400万円(50万円以上) 財産区負担400万円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の補助については、2以上の自治会が共同集会所を新築する場合に加算措置あり。 ・集会所の補助については、他に地域振興特例事業補助金の交付あり。 <p>(事務事業一元化調書18「地域振興」に記載)</p> <p>その他 自治会集会所用地取得等事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>津久井町自治会集会所用地取得等資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>10,000千円(貸付料)</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所用地取得等の促進整備のため</p> <p>【内容等】</p> <p>津久井郡農業協同組合と津久井町との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、町は郡農協に対し予算の範囲内において預託。自治会等は、郡農協から年利3%以内かつ10年以内の均等払いにて利用できる。 なお、町は、年度末にいったん預託金の全額をいったん町に返還してもらい、年度当初に改めて予算の範囲内で預託する。</p>	<p>本町では町立の集会所施設が各地域に設置されている他、町立でなくとも古い建築物を地域がそのまま集会所施設として活用されている例もある。したがって、建築費を補助する目的の規定はない。加えて修繕に関する経費負担に関する規定も定められていない。</p> <p>町立集会所施設の管理は全て自治会に契約により委託しており、各施設毎に年額20,000円を管理委託助成金として支出している。(対象15件)</p> <p>また、元来町立ではない建物を集会所施設として活用しているものについても、自治会に補助金として年額15,000円を支出している。(対象7件)</p> <p>歳出予算の内訳 需用費 150千円(応急修繕など) 役務費 272千円(建物共済、浄化槽法定検査) 補助金 405千円(地域集会所管理補助金)</p>	<p>【課題】</p> <p>各自治体の補助メニューの相違</p> <p>新築補助 城山、津久井、相模原 増築補助 城山、津久井、相模原 改築、改築補助 城山、津久井、相模原 設備補助 城山 用地補助 津久井、相模原 融資制度 津久井、相模原</p> <p>相模湖町における自治会集会所は、行政財産として位置付けており、地元自治会に管理運営を委託している。従って、新設や維持管理費については、すべて町負担となっている。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
13	行政連絡機構の取扱い		市民部会		市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
14	自治会集会所賃借料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	2,628千円					
根拠法令等	相模原市自治会等集会所賃借料補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため 【内容等】 自治会集会所専用利用に供するため、借地及び借家の賃借料の一部を補助するもの。 【金額等】 家賃の1/2、床面積140㎡まで、限度単価2,450円/㎡/月まで補助期間10年間。なお、自治会集会所取得計画のある場合は、3年間の範囲で延長を認める。	該当なし	該当なし 【参考】 ・建物個人名義のもの 3件 ・土地個人名義のもの 34件 (H4年度調査より)	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
13	行政連絡機構の取扱い		市民部会	交通・地域安全課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
6	防犯灯の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	105,393千円	6,343千円	9,993千円	5,332千円		
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱		防犯灯維持管理交付金要綱			
		(昭和36年8月31日閣議決定)				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別			電算システム			
電算システム名			防犯灯管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、市と自治会が共同して地域ぐるみの防犯活動を推進して行くとの考え方にに基づき、自治会が設置し、維持管理を行なう防犯灯に対して、電気料及び管理費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 年間電気料の90%及び1灯につき年700円 (2) 事業費(H16予算) 防犯灯維持管理費補助金 105,393千円 【内訳】 ・電気料 80,962千円 電気料(4月分×12ヶ月)×90% ・管理費 24,431千円 @700円×34,901灯(見込み) (3) 防犯灯数 34,431灯(H15実績)</p> <p>3 その他 自治会境や行政区等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理(H16予算)】 ・管理灯数 2,591灯 ・管理費 9,523千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として設置した防犯灯の機能維持を図る。電気料は町が全額負担。軽微な修繕(蛍光灯・グローランプの交換)については、自治会に委託。その他の修繕(器具交換等)については、町が実施。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) ・電気料 3,867千円 @190円×1,693灯×12ヶ月(既存分) @190円×6灯×6ヶ月(新設予定分) ・防犯灯維持管理業務委託料 1,355千円 @800円×1,693灯 ・防犯灯施設修繕料 1,071千円 @17,850円×60灯 (2) 防犯灯数 1,693(H15実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いても安全な町の実現をめざして設置した防犯灯の維持を図る。町が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、その管理に要する経費(球の交換、軽微な修繕)を交付する。電気料は町が全額負担。</p> <p>2 事業内容 (1) 交付額 1灯につき年800円 (2) 事業費(H16予算) ・防犯灯維持管理交付金 2,356千円 @800円×2,945灯 ・電気料 7,532千円 @190円×1,730灯×12ヶ月(蛍光灯) @245円×1,210灯×12ヶ月(水銀灯) @245円×10灯×12ヶ月(新設等) ・防犯灯修繕料 105千円 @5,000円×20灯 (3) 防犯灯数 2,942灯(H15実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、全て町で行なっており、電球、グローランプの交換についても町が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 街灯・防犯灯維持費 5,148千円 (2) 常時点滅器取替事業費 184千円 (3) 防犯灯数 1,430基</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている</p>	<p>【課題】 ・管理方法の相違 相模原市の制度に統合する場合、3町内の自治会に新たな負担が生じる。また、自治会未加入地区の管理方法を定める必要がある。 ・管理方法 【相模原市】 管理者：自治会 電気料：自治会(90%を補助) 修繕：自治会(補助金700円/灯) 【城山町】 管理者：町 電気料：町 修繕：自治会(委託費800円/灯) 【津久井町】 管理者：町 電気料：町 修繕：自治会(交付金800円/灯) 【相模湖町】 管理者：町 電気料：町 修繕：町</p>	<p>【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 13	合併協議事項 行政連絡機構の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 防犯灯の設置・指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	38,000千円	198千円	1,482千円	243千円		
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱 開発行為等指導要綱	防犯灯等整備対策要綱 (昭和38年8月31日閣議決定) 城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町街灯・防犯等設置基準		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	30千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、市と自治会が共同して、地域ぐるみの防犯活動を推進していくとの考え方にに基づき、自治会が設置する防犯灯の設置費を補助する。 また、開発行為に伴う防犯の灯設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 設置費の90% (2) 事業費(H16予算) 防犯灯設置費補助金 38,000千円 ・新設、再設 1,400灯(見込み) (3) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議件数 168件 ・設置指導数 41件 ・設置協議灯数 113灯(予定含む)</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理(H16予算)】 ・設置費 3,384千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として、防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 防犯灯設置費 196千円 ・共架式 @27,825円×5灯 ・独立式 @56,606円×1灯 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議件数 未集計 ・設置指導数 2件 ・設置協議灯数 37灯(予定含む)</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行っている。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いてても安全な町の実現をめざして防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 防犯灯工事費 1,482千円 ・電柱添架 @40,000円×20灯(更新) ・電柱添架 @39,000円×8灯(新設) ・単独柱 @110,500円×2基(新設) (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議申請件数 11件 ・設置灯数 8灯</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行なっている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯等を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 街灯・防犯灯新設改良費 ・電柱等に共架 2基 77,000円 ・単独柱新設 2基 126,000円 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議申請件数 7件 ・設置頭数 2件</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>	<p>【課題】 ・設置方法の相違 相模原市の制度に統合する場合、3町内の自治会に新たな負担が生じる。また、自治会未加入地区の設置方法を定める必要がある。 【相模原市】 設置者：自治会(90%を補助) 【城山町】 設置者：町 【津久井町】 設置者：町 【相模湖町】 設置者：町</p>	<p>【調整方針】 ・合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 16	合併協議事項 町名・字名の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 35	事務事業名 町名、字名に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	総務課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法第260条	地方自治法第260条	地方自治法260条			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>附属機関 相模原市住居表示審議会 町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。 ・任期 2年 ・委員 20名以内 ・内訳 関係行政機関の職員 学識経験のある者</p> <p>町の数 293 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>町の数 21 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 11</p>	<p>【内容】 市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 6</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 相模原市の区域・名称は、現行のとおり。各町の区域は、現行のとおり。各町の町(字)名は、各町の意向を尊重する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
17	土地利用の取扱い		都市部会		都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
13	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	6,000千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン(平成11年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成13年度 16,034千円(うち県交付金11,000千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 平成14年度 24,675千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン(平成10年5月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 7,382千円(うち県交付金1,800千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 平成16年度 6,000千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン(平成10年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査等(区域マスター案作成を含む) 平成14年度 4,935千円(うち県交付金2,300千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託未実施</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 <p>市町村マスタープラン(平成10年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならない。 <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 5,040千円(うち県交付金1,700千円) *都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託未実施</p>	<p>一体の都市として、調和のとれた都市形成を図るため、原則として、既に各市町で策定している市町村マスタープランを参考としたうえで、1つの市町村マスタープランの策定が必要となる。この際、新市総合計画との整合、住民の合意形成を図らなければならない。</p>	<p>【調整の方針】</p> <p>市町村マスタープランは、合併後3年以内に策定。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
17	土地利用の取扱い		都市部会		都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定 同時変更 ・区域区分 ・都市再開発の方針 ・住宅市街地の開発整備の方針</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針 ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。 ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。 都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>・1市3町の都市計画区域の指定について 線引き都市計画区域：相模原市、城山町 非線引き都市計画区域：津久井町の一部、相模湖町 津久井町の一部は、都市計画区域外</p> <p>・一体的都市として整備、開発及び保全を行う必要があることから、1つの都市計画区域とすることが望ましいが、合併協議会で作成する「市町村建設計画」との整合を図りながら、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を検討する必要がある。 ・相模湖都市計画区域については、藤野町の一部が含まれているため、都市計画区域を1つとする際でもこの取扱について検討を要する。</p>	<p>【調整の方針】 現行のまま新市に引継ぎ、検討。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
17	土地利用の取扱い		都市部会		都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
16	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】 都市計画区域(都市計画法第5条) 区域区分(都市計画法第7条) 地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等 都市施設(都市計画法第11条) ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業(都市計画法第12条) 地区計画等(都市計画法第12条の4) 【都市計画の決定(変更)実績】 ・平成14年度:公園の変更(3箇所)、用途地域の変更、生産緑地地区の変更 ・平成15年度:公園の変更(1箇所)、生産緑地地区の変更</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】 都市計画区域(都市計画法第5条) 区域区分(都市計画法第7条) 地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等 都市施設(都市計画法第11条) ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業(都市計画法第12条) 地区計画等(都市計画法第12条の4) 【都市計画の決定(変更)実績】 ・平成14年度:用途地域の変更 ・平成15年度:なし ・平成16年度:公園の変更済(2箇所) " 公園の変更予定有</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】 都市計画区域(都市計画法第5条) 地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、準防火地域 都市施設(都市計画法第11条) ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 地区計画等(都市計画法第12条の4) 【都市計画の決定(変更)実績】 ・平成14年度:用途地域の変更</p>	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容(主な都市計画)】 都市計画区域(都市計画法第5条) 地域地区(都市計画法第8条) ・用途地域、準防火地域 都市施設(都市計画法第11条) ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 地区計画等(都市計画法第12条の4) 【都市計画の決定(変更)実績】 ・平成14年度:用途地域の変更</p>	<p>線引きを実施する場合 ・地権者等の合意形成が難しい ・市街化区域となる土地については、新たに都市計画税が課せられる等の税負担が発生する ・市街化調整区域となる土地については、現在、建築可能である土地が、原則、建築できなくなる等の土地の利用に規制がかかる。 線引きを実施しない場合 ・一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことができない。 ・優先的に道路、公園、下水道等の都市基盤整備を図るべき区域が明確でないため、計画的なまちづくりが実施できない。 ・線引き都市計画区域における市街化調整区域と非線引き都市計画区域との、都市基盤整備水準の整合を図ることが難しい。 ・無秩序な開発に対する規制・抑制がきかない。</p>	<p>【調整の方針】 現行のまま新市に引継ぎ、検討。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 土木計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 水道事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	環境防災課	上下水道課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			83,800千円			
根拠法令等			水道法・ 町青根簡易水道条例			
会計の種類別			特別会計			
歳入予算額（平成16年度）			83,800千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等			
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p> <p>県水平均（家사용）1ヶ月 2,300円 （H14水道事業統計、平成15年9月発行）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局及び青根地区のみ簡易水道事業を実施。</p> <p>町営青根地区簡易水道事業 【内容】 1 給水区域 津久井町大字青根 2 給水人口 (1) 給水区域内現在人口 680人 (2) 給水区域内将来人口 930人 (3) 給水普及率 100% 3 給水量 (1) 計画1日当たり給水量 平均 750立方メートル/日 最大 1,100立方メートル/日 (2) 浄水場1日最大給水量 1,100立方メートル/日</p> <p>【施設】 取水施設 1ヶ所 導水管 浄水場（膜ろ過方式） 送水管 排水施設（3配水池）</p> <p>【使用料等】 ・水道使用料（定額制） 1 給水装置 1,680円/月 給水装置設置数 343件 （休止中34件） ・給水納付金（新設） 1件 100,500円 ・手数料（主なもの） 設計審査手数料 1件 1,000円 検査手数料 1件 2,000円 事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 14社指定</p> <p>・県水平均（家사용）1ヶ月平均 2,849円 （H14水道事業統計より）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【課題】 津久井町のみが簡易水道事業を実施している。</p> <p>・1ヶ月当りの使用料は、簡易水道 1,680円（定額制）、県水2,849円（従量制）であり、開きがある。</p> <p>・当該簡易水道の移管にあたっては、地域への説明、理解を得る必要があると思われる。</p> <p>・神奈川県企業庁水道局との協議を行う必要がある。</p> <p>・当該簡易水道は、宮ヶ瀬ダム建設による水源の枯渇補償として、平成15年から供用開始となっているため、新施設としての供用開始が短い。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 公共下水道事業受益者負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法第75条および市受益者負担金条例	都市計画法第75条および城山町都市計画下水道事業受益者負担金条例 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)		
会計の種別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	22,755千円	4,635千円	14,330千円	3,602千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり270円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免(単位：%) 条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 国、公立学校施設用地 75 2 国、公立の社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他有償で貸し付けてあるものを除く。)用地 50 6 有料の道路、公園 100 7 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり300円</p> <p>賦課年度 整備年度の翌年度</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月31日</p> <p>減免(単位：%) 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免(単位：%) 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 50 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がそ</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>減免(単位：%) 条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>	<p>【課題】 ・単位負担金額に違いがある。 ・徴収猶予地の取扱に違いがある。 ・減免取扱規定において、同内容の項目でもその割合(率)に違いがある、又は該当項目がないなどの相違が見られる。 ・延滞金の算定に違いがある。 ・納期に違いがある。</p>	<p>【調整方針】 城山町、津久井町、相模湖町における受益者負担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、単位負担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併以降の新局において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。 なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位負担金額を引き続き適用するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い	土木部会	下水道管理課下水道料金室	
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否	
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分		
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名			
7	公共下水道事業受益者負担金			
	相模原市	城山町	津久井町	
	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2.5</p> <p>2 国立病院用地 2.5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2.5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地 300平方メートルまでの面積に係る負担金の額の7.5%</p> <p>2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地 7.5%以内で市長の定める率</p> <p>3 その他下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となつている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>2 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5.0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地及び同条第6項に定める納骨堂用地 1.0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地 (1) 線路用地 1.0 (2) 駅前広場 1.0 (3) その他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3.0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>7 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条の規定により近郊緑地特別保全地区に指定された土地 1.0</p> <p>8 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>9 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>10 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p>	<p>7 図書館、公民館、体育施設その他これらに準ずる施設用地 5.0</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>2 公共企業体施設用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第45号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用地に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公道から公道へ通ずるために設けられ、かつ、公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地で下水道事業のため下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長が定める率</p> <p>11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により施行する開発区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長の定める率</p> <p>12 その他実情に応じ減免が必要があると認められる土地 状況に応じ町長が定める率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。)</p> <p>1 現況が田または畑である土地 1.0%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼または雑種地等(田、畑、山林、原野、または池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p>	<p>の企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情が認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供した受益者に係る土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>11 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 状況に応じ決定する。</p>	<p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7</p> <p>5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免が必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る)である土地</p> <p>3 係争地</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 7	事務事業名 公共下水道事業受益者負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>11 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>12 市長が別に定める基準により認定した公園、広場その他これらに準ずると認められるもので、不特定多数の者の利用に供されている土地 100</p> <p>13 私有地で広場、公園等公共の用に供している土地 30%以内で市長の定める率</p> <p>14 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現に耕作の用に供されている土地(土地の状況により宅地と認められるものを除く。) 100%の率で、耕作の用に供されなくなるまで。</p> <p>2 低地、急傾斜地、無道路地等のため、宅地として使用することが困難な土地 100%の率で、宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまで。</p> <p>3 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)第4条第1項の規定により保存樹林として指定されている土地 100%の率で、保存樹林としての指定が解除されるまで。</p> <p>5 1住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る負担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>5 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により負担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 市受益者負担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>	<p>100%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>条例第7条第2号(受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害または盗難により負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%の率を3年以内で、町長の認定する期間</p> <p>2 その他町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 町長の認定する率を、3年以内で、町長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p>	<p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に属する。)である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 100%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について 年7.25%</p>		調整方針

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室																																																	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																																																	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																																																	
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金																																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課																																																		
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円																																																		
根拠法令等	地方自治法第224条および市受益者分担金条例		地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)																																																		
会計の種類別	特別会計		特別会計	特別会計																																																		
歳入予算額(平成16年度)	61,437千円		0千円	0千円																																																		
関係団体・慣行																																																						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等		使用料/手数料等	使用料/手数料等																																																		
事務事業の別	特定財源		特定財源	特定財源																																																		
電算システム名																																																						
備考1																																																						
備考2																																																						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化調整区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり490円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 国、公立学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 国、公立の社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他有償で貸し付けてあるものを除く。)用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 国、公立学校施設用地	75	2 国、公立の社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50	該当なし	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	50	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 398円 第2負担区に流入する土地 411円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位：%)】 条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 企業用財産用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	25	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	1 企業用財産用地	25	<p>【課題】 ・相模原市の市街化調整区域における受益者分担金の制度が城山町には存在しない。また津久井・相模湖両町は受益者負担金制度と同様に扱われており、相模原市における取扱とは相違がある。</p> <p>・津久井・相模湖両町は、事業認可区域(排水区域)外からの区域外流入に限り、負担金と同額の分担金を徴している。</p> <p>・城山町は、区域外流入の場合、自費施行することとし、負担金は徴していない。</p> <p>・納期について相違がある。</p> <p>・減免取扱規定において、同内容の項目でもその割合(率)に違いがある、又は該当項目がないなどの相違が見られる。</p>	<p>【調整方針】 城山町、津久井町、相模湖町における受益者分担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、単位分担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単價格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新局において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。</p> <p>なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位分担金額を引き続き適用するものとする。</p>
1 道路、公園	100																																																					
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																					
1 国、公立学校施設用地	75																																																					
2 国、公立の社会福祉施設用地	75																																																					
3 警察、法務収容施設用地	75																																																					
4 一般庁舎用地	50																																																					
5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50																																																					
1 道路、公園	100																																																					
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																					
1 学校施設用地	75																																																					
2 社会福祉施設用地	75																																																					
3 警察、法務収容施設用地	75																																																					
4 一般庁舎用地	50																																																					
5 病院用地	25																																																					
6 有料の公務員宿舍用地	50																																																					
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																					
1 学校施設用地	75																																																					
2 社会福祉施設用地	75																																																					
3 警察、法務収容施設用地	75																																																					
4 一般庁舎用地	50																																																					
5 病院用地	25																																																					
6 有料の公務員宿舍用地	25																																																					
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																					
1 企業用財産用地	25																																																					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金			
	相模原市	城山町	津久井町	
	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>6 有料の道路、公園 1 0 0</p> <p>7 有料の公務員宿舍用地 2 5</p> <p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2 5</p> <p>2 国立病院用地 2 5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2 5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地</p> <p>2 その他公共下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となっている土地その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5 0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に定める納骨堂用地 1 0 0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地の内、線路用地、駅前広場を除くその他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3 0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>7 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地</p> <p>8 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p>	<p>1 企業用財産用地 2 5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情が認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1 0 0</p> <p>3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1 0 0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>8 公衆の用に供されている私道路敷 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供した受益者に係る土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>11 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地</p> <p style="text-align: center;">その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 1 0 0%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより</p>	<p>1 道路、公園 1 0 0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1 0 0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1 0 0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1 0 0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免が必要であると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1 0 0 徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>1 1住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る分担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により分担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 市受益者分担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>		<p>負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>3 係争地</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認めるとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室																																																																					
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																																																																					
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																																																																					
事務事業番号 8	事務事業名 公共下水道使用料																																																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																				
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課																																																																						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																						
根拠法令等	下水道法20条 相模原市公共下水道使用料徴収条例 相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法20条 城山町公共下水道使用料徴収条例 城山町公共下水道使用料徴収条例施行規則 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	下水道法第20条 津久井町公共下水道使用料徴収条例 津久井町公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法第20条 相模湖町公共下水道使用料徴収条例 相模湖町公共下水道使用料徴収条例施行規則																																																																						
会計の種別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計																																																																						
歳入予算額(平成16年度)	7,549,864千円	219,318千円	91,200千円	34,810千円																																																																						
関係団体・慣行																																																																										
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等																																																																						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源																																																																						
電算システム名																																																																										
備考1																																																																										
備考2																																																																										
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成16年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td> <td style="width: 50%;">5 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>9 m3 ~ 1 5 m3</td> <td>9 0 円</td> </tr> <tr> <td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td> <td>9 5 円</td> </tr> <tr> <td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td> <td>1 1 0 円</td> </tr> <tr> <td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td> <td>1 2 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td> <td>1 4 5 円</td> </tr> <tr> <td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td> <td>1 6 0 円</td> </tr> <tr> <td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td> <td>1 9 0 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m3を超える分</td> <td>2 2 5 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>1 m3あたり 5 円</td> </tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,737円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分) 調定件数 1,646,783件 調定額 7,652,521千円 収入額 7,543,838千円 収入未済額 108,683千円 収納率 98.58% 平成16年5月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p>	8 m3以下の分	5 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円	1,000 m3を超える分	2 2 5 円	公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成14年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td> <td style="width: 50%;">6 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>9 m3 ~ 1 5 m3</td> <td>9 8 円</td> </tr> <tr> <td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td> <td>1 0 4 円</td> </tr> <tr> <td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td> <td>1 1 5 円</td> </tr> <tr> <td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td> <td>1 2 7 円</td> </tr> <tr> <td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td> <td>1 5 5 円</td> </tr> <tr> <td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td> <td>1 6 7 円</td> </tr> <tr> <td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td> <td>2 0 1 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m3を超える分</td> <td>2 3 6 円</td> </tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,948円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分) 調定件数 41,505件 調定額 210,084千円 収入額 204,493千円 収入未済額 5,591千円 収納率 97.3% 平成16年4月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p>	8 m3以下の分	6 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円	1,000 m3を超える分	2 3 6 円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その元金分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成15年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td> <td style="width: 50%;">6 6 0 円</td> </tr> <tr> <td>9 m3 ~ 1 5 m3</td> <td>9 2 円</td> </tr> <tr> <td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td> <td>1 0 2 円</td> </tr> <tr> <td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td> <td>1 1 7 円</td> </tr> <tr> <td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td> <td>1 3 7 円</td> </tr> <tr> <td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td> <td>1 5 7 円</td> </tr> <tr> <td>1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3</td> <td>1 8 2 円</td> </tr> <tr> <td>5 0 1 m3を超える分</td> <td>2 0 7 円</td> </tr> </table> <p>公衆浴場汚水 1 m3あたり 6 円</p> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,904円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分) 調定件数 15,104件 調定額 88,443千円 収入額 87,009千円 収入未済額 1,434千円 収納率 98.4% 平成16年4月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 93,000千円</p>	8 m3以下の分	6 6 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円	1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円	5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成9年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">8 m3まで</td> <td style="width: 50%;">5 6 0 円</td> </tr> <tr> <td>8 m3 ~ 2 0 m3</td> <td>7 5 円</td> </tr> <tr> <td>2 0 m3 ~ 3 0 m3</td> <td>8 5 円</td> </tr> <tr> <td>3 0 m3 ~ 5 0 m3</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 0 m3 ~ 1 0 0 m3</td> <td>1 2 0 円</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3</td> <td>1 5 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 0 0 m3以上</td> <td>1 8 0 円</td> </tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,533円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分) 調定件数 6,419件 調定額 33,482千円 収入額 33,430千円 収入未済額 53千円 収納率 99.80% 平成16年5月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 34,810千円 当初予算額 34,810千円</p>	8 m3まで	5 6 0 円	8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円	2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円	3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円	5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円	1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円	5 0 0 m3以上	1 8 0 円	<p>【課題】 ・使用料単価に違いがある。 ・減免規定の取扱いに違いがある。 ・延滞金の算定に違いがある。 ・排水量認定(地下水の取扱い)に違いがある。 ・一括徴収に伴い、県企業庁との調整が必要である。</p> <p>(参考) 相模原市では、平成6年度から「使用料・手数料等の見直しの基本方針」に基づいて下水道使用料の改定を行っている。 相模原市の近年における下水道使用料料金改定年度と改定率は以下のとおりである。 平成9年度(12.6%) 平成12年度(8.8%) 平成16年度(8.6%)(上下水道一括徴収制度のため)</p>	<p>【調整方針】 城山町、津久井町、相模湖町における公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合するものとする。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとする。</p>
8 m3以下の分	5 5 0 円																																																																									
9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円																																																																									
1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円																																																																									
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円																																																																									
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円																																																																									
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円																																																																									
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円																																																																									
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円																																																																									
1,000 m3を超える分	2 2 5 円																																																																									
公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円																																																																									
8 m3以下の分	6 5 0 円																																																																									
9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円																																																																									
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円																																																																									
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円																																																																									
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円																																																																									
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円																																																																									
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円																																																																									
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円																																																																									
1,000 m3を超える分	2 3 6 円																																																																									
8 m3以下の分	6 6 0 円																																																																									
9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円																																																																									
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円																																																																									
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円																																																																									
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円																																																																									
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円																																																																									
1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円																																																																									
5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円																																																																									
8 m3まで	5 6 0 円																																																																									
8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円																																																																									
2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円																																																																									
3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円																																																																									
5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円																																																																									
1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円																																																																									
5 0 0 m3以上	1 8 0 円																																																																									

事務事業一元化調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
18	上下水道事業の取扱い	土木部会	下水道管理課下水道料金室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
8	公共下水道使用料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>調定見込額 7,600,933千円 当初予算額 7,323,941千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。 1 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり5立方メートルとする。 2 地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の態様(以下「使用の態様」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。 3 水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり2.5立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 4 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業で、その事業に使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 5 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、市長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。</p> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者 3 身障者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 5 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受け、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規程する要介護4又は同項第5項に規定する要介護5に該当するもの。 1月分ごとの排水量により使用料を計算した</p>	<p>調定見込額 2,19,170千円 当初予算額 2,16,978千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。 1 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり6立方メートルとする。 2 地下水等を家事以外の用途に使用する場合は、使用の態様を勘案して認定する。 3 水道水と地下水等を併用して家事のみに使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり3立方メートルとする。)を加えたものとする。 4 氷雪製造業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。</p> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者及び療育手帳A1又はA2の交付を受けている者 3 障害者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 その世帯の全ての者のその年度の町民税所得割が非課税世帯であるとき・・・1月当りの基本額の使用料(排水量8立方メートル以下の分の使用料)に相当する額を免除</p> <p>災害その他特別の理由がある者。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 指定の期日の翌日より 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p> <p>その他</p>	<p>当初予算額 91,000千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。 1 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとする。 2 地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の態様(以下「使用の態様」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。 3 水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 4 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 5 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、町長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。</p> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。 1 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている者 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者 3 国民年金法(昭和34年法律第141号)第37条の規定により遺族基礎年金の支給を受けている者 4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害と判定された者 5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたものであって、当該手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の者 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の者 7 次の各号のうち二以上に該当する者 (1) 児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的</p>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。 条例第4条第1項(水道水又は地下水等を使用する場合の排水量は、次の各号に定めるしころにより算定する) 1 水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。 2 水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 3 地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとす。ただし、前項第3号ただし書に規定する使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。) 条例第4条第3項(製氷業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排水する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより毎月の排水量及び算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は前各項の規定にかかわらずその申告の内容を勘案して、排水量を認定する。) 規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるとおりとする。) 1 水道水を家事のみに使用し、前年中の使用実績が6月未満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。 規則第3条第1項第1号(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるとおりとする。) 1 地下水等を家事のみに使用する場合は排水量は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとみなす。 2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。 条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする)</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課下水道料金室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 8	事務事業名 公共下水道使用料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>場合にあつては、排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額、2月分ごとの排水量により使用料を計算した場合にあつては、排水量16立方メートル以下の分の使用料に相当する額(ただし、減免前の使用料が減免額に満たないときは、減免前の使用料に相当する額)を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると市長が認めるとき。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>市諸収入金に対する延滞金徴収条例に基づく 延滞金割合 最初の1か月まで 4.1% それを超えた場合 年14.5%</p> <p>その他 平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	<p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	<p>障害者更正相談所において中低度の知的障害と判定された者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害の等級が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級の者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級の者</p> <p>8 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受けた者であつて、該当する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5の者 1月当たりの排水量8立方メートル以下の使用料に相当する額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めるとき。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合 年14.6%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.3%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p> <p>その他 平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	<p>1 地下水等を家事のみに使用する場合は排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めるとき。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合 年14.6% ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について 年7.30%</p> <p>その他 平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		土木計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
9	下水道普及啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	123千円	0千円	181千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道展」及び「夏休み親子下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する市民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 下水道展(10月下旬) 相模原麻溝公園において開催されるリサイクルフェア会場に「下水道展」ブースを開設し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・下水道クイズ及びアンケートの実施 ・啓発用ポスターの掲示 ・パンフレット等の配布 夏休み親子下水道処理場見学会(8月5日) 市内在住の小学生及びその保護者を対象に見学会を開催する。 [見学場所] 市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内)</p> <p>【事業費の概要】 ・旅費・・・12千円 ・需要費・・・48千円 ・委託費・・・63千円 合計 123千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道展(10月19日) 「リサイクルフェア2003」会場に「下水道展」ブースを開設 ・ブース来場者 約1,000人 ・クイズ・アンケート参加者 250人 夏休み親子下水道処理場見学会(8月7日) [見学場所] 市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内) 参加者30人(児童等19人、保護者11人)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、町広報誌を利用し下水道に対する理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「ミニ下水道展」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>小学生に啓発物品を配布。下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ミニ下水道展(9月中旬) 9月10日の下水道の日にあわせ開催し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・啓発ビデオの上映 ・啓発用懸垂幕、横断幕の掲示 ・パンフレット等の配布 ・啓発物品(花の種、球根等)の配布 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【事業費の概要】 ・報償費・・・6千円 ・需要費・・・172千円 ・使用料及び賃借料・・・3千円 合計 181千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 ミニ下水道展(9月9日～9月12日) ・会場 生涯学習センター ・来場者 約400人 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集 ・ポスター 4点 ・書道 22点(うち1点入賞)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道施設見学会 (6月17日・19日・20日) [見学場所] 相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内) 参加者90人(児童)</p>	<p>【課題】 下水道展、下水道処理場見学会等実施事業に違いがある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 土木計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 下水道事業審議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	406千円	156千円	271千円	25千円		
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例・相模原市下水道事業審議会規則	城山町下水道運営審議会条例	津久井町下水道審議会設置条例	相模湖町下水道審議会条例		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 15人(公募委員3人) 開催予定回数 2回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・378千円(12,600円×15人×2回) ・旅費・・・21千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月7日 出席 14名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 7人 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・147千円 (会長7,400円×1人×3回 委員6,900円×6人×3回) ・旅費・・・7千円 ・役務費・・・2千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年8月18日 出席 7名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 11人(公募委員7人) 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・246千円((会長8,000円+委員7,400円×10人)×3回) ・旅費・・・18千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成16年2月24日 出席 11名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 10人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・25千円(4,100円×6人×1回) ・旅費・・・0千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月27日 出席 9名</p>	<p>【課題】 委員定数・構成の相違 報償費等の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 土木計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 隣接市町下水道施設利用負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	3,280千円	0千円				
根拠法令等	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定 町田市と相模原市との下水の排除及び処理事務の相互委託に関する協定 座間市と相模原市に係る公共下水道幹線の維持管理に関する協定		相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定			
会計の種類別	特別会計	特別会計				
歳入予算額(平成16年度)	3,280千円	424千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[城山町及び町田市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。 ・[座間市分](15年度から新規) 本市汚水が流入している座間市公共下水道座間中央幹線の維持管理費を負担する。 <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 予算額 424,137円 ・町田市分 予算額 2,429,644円 ・座間市分 予算額 426,000円 <p>【事業費の内訳(3,280千円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 3,280千円 <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 予算額 307,552円 ・町田市分 予算額 3,382,390円 ・座間市分 予算額 500,000円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 3,280千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> [相模原市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。 <p>相模原市支出額と同額を城山町では収入に見込んでおります。(諸収入)</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 予算額 424,137円 <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 予算額 307,552円 	該当なし	該当なし	<p>【課題】</p> <p>1市3町関連では、相模原市から城山町へ負担している。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 土木計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 相模川流域下水道建設負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	443,388千円	17,406千円	8,384千円	2,466千円		
根拠法令等	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	434,500千円	10,400千円	8,384千円	2,466千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市負担率 既幹線分 29.7% 処理場分 27.9% 負担金額 従来事業分 441,282千円 サテライト分 2,371千円 14年度精算分 265千円 <p>【内容】 【平成16年度の事業】 ・平成16年度 予算額 443,388千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 507,994千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 434,500千円</p> <p>起債充当率 100%</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 城山町負担率 既幹線分 1.1% 処理場分 1.1% 負担金額 従来事業分 17,322千円 サテライト分 94千円 14年度精算分 10千円 <p>【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 17,406千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 19,955千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 10,400千円</p> <p>起債充当率 100%</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津久井町負担率 既幹線分 津久井町、相模湖町、藤野町分の61.2% 処理場分 1.0% 負担金額 従来事業分 8,333千円 サテライト分 57千円 14年度精算分 6千円 <p>【内容】 【平成16年度の事業】 ・平成16年度 予算額 8,384千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 7,843千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 8,384千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模湖町負担率 既幹線分 21.3% 処理場分 0.3% 負担金額 従来事業分 2,451千円 サテライト分 17千円 14年度精算分 2千円 <p>【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 2,466千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 2,198千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,466千円</p>	<p>【課題】 特定財源として、津久井町・相模湖町・藤野町は神奈川県企業庁利水局等からの助成金の全額を相模川建設流域下水道建設負担金に充当している。協定書は、藤野町を入れて4者で協定されている。 (企業庁17.9%、横浜水道37.8%、川崎水道34.3%、横須賀水道10.0%)</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後すみやかに新市において協定書を締結する必要がある。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
18	上下水道事業の取扱い		土木部会	土木計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
17	下水道基本計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	37,430千円	0千円	5,000千円	10,000千円		
根拠法令等	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本市の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 8,593ha 都市計画決定 6,197ha 都市計画法事業認可 6,197ha 下水道法事業認可 6,613ha 区画割施設平面図作成 6,613ha</p> <p>【平成16年度の事業内容】 下水道基本計画変更設計委託 予算額 37,430千円</p> <p>・概要 下水道基本計画 都市計画決定 都市計画法事業認可の延伸 下水道法事業認可の延伸 区画割施設平面図の電子データ化</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 569ha 都市計画決定 270ha 都市計画決定事業認可 270ha 下水道法事業認可 280ha 区画割施設平面図作成 280ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 1,138ha 都市計画決定 206ha 都市計画決定事業認可 206ha 下水道法事業認可 215ha 区画割施設平面図作成 215ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 545ha 都市計画決定 223ha 都市計画決定事業認可 221ha 下水道法事業認可 221ha 区画割施設平面図作成 221ha</p> <p>【平成16年度の事業内容】 下水道事業変更認可作成業務委託 予算額 10,000千円</p> <p>・概要 下水道基本計画の見直し 545 603ha 下水道事業認可の延伸</p>	<p>【課題】 ・城山町の事業認可期間等が異なる</p>	<p>【調整方針】 原則として3年以内に相模原市の制度に統合する。 新市の下水道基本計画、都市計画決定、事業認可の延伸については、計画・認可の期間内で、策定・手続きを行うものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 登録等手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市下水道条例	城山町下水道条例	津久井町下水道条例	相模湖町下水道条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	560千円	15千円	461千円	25千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】 手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 10,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 相模原市指定下水道工事店証 3,000円 相模原市指定下水道工事店標示板 7,000円 相模原市排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度末現在 指定下水道工事店 413店 排水設備工事責任技術者 855名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】 手数料の額 指定工事店指定手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 新規 2,000円 更新 2,000円 再交付手数料(1件につき) 指定下水道工事店証 3,000円 排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度末現在 指定下水道工事店 91店 排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】 手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 津久井町指定下水道工事店証 3,000円 津久井町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度末現在 指定下水道工事店 96店 排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】 手数料の額 指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 再交付手数料(1件につき) 相模湖町指定下水道工事店証 3,000円 相模湖町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度末現在 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【課題】 条例による手数料の額が違う ・指定下水道工事店登録手数料 相模原市 10,000円 3町 3,000円 ・指定下水道工事店標示板再交付手数料 相模原市 7,000円 3町 該当なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	都市下水路等維持補修管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	488,206千円	4,452千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水対策施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する雨水調整池及び、姥川の清掃・浚渫委託、除草委託や施設(ポンプ等)の保守点検委託、修繕を行う。 又、雨水調整池の賃借や、用地取得事務も行う。</p> <p>【参考】 雨水調整池 9 6箇所(借地雨水調整池 6箇所含む)</p>	<p>【目的】 雨水対策施設(調整池)の維持管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する雨水調整池の賃借や、除草委託業務を行う。</p> <p>【参考】 雨水調整池 2箇所(借地雨水調整池 1箇所含む)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 8	事務事業名 雨水浸透施設設置助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	2,400千円					
根拠法令等	相模原市雨水浸透ます設置助成金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水の流出抑制や地下水の涵養、保全を図ること等により自然環境への水の還元に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 市が認定した雨水浸透ますを設置していただく方に、設置費用の一部を、市が助成</p> <p>【参考】 雨水浸透ます1基あたりの助成額 新築家屋の場合---1基7,000円(建替えを含む) 既存家屋の場合---1基10,000円(増改築を含む) 一つの助成事業の助成対象は、2基以上4基まで</p> <p>平成15年度実績 新築家屋の場合 69件 既存家屋の場合 7件 助成合計金額 2,059千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で165件。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成15年度実績 (専用・併用・共同)住宅新築家屋数 153件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で43件。</p>	<p>【課題】 課題なし。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで雨水対策における整備方針を定める必要がある。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 水洗化促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	16,987千円	639千円	3,460千円	0千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	13,330千円	0千円	338千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務</p> <p>個別訪問（未水洗世帯の実態把握及び指導）、水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道使用料 3,072千円 ②責任技術者登録手数料 45千円 ③指定工事店登録手数料 136千円 ④参考図書 44千円 ⑤水洗化工事資金融資預託金元金収入10,000千円 ⑥労働保険被保険者負担金 33千円</p> <p>【参考】 ①未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 水洗化普及員（非常勤特別職、勤務日：月曜から金曜まで・勤務時間：午前9時～午後4時までの1日6時間）による個別訪問指導を実施、対象家屋全体を3年ごとに訪問している。 ・平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 5500世帯 義務期間経過世帯 4600世帯 水洗化率97.8%</p> <p>②水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん…銀行が融資した額の70%を市が預託している 平成15年度実績：融資件数1件、融資額26万円 融資あっせんの額 大便器1個あたり50万円まで 限度額300万円まで イ.水洗化工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間（3年間）内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 ①水洗便所改造等奨励金 ・奨励金額 4千円～32千円まで(3段階) ②水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせん 平成15年度実績：なし 融資あっせんの額（限度額） 自家 35万円 アパート等 70万円 ③水洗便所改造等工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務</p> <p>水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①責任技術者登録手数料 338千円</p> <p>【参考】 ①未水洗家屋の指導 未水洗化世帯への接続依頼勧告及びアンケート調査による実態調査を実施。 ・平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 626世帯 義務期間経過世帯 261世帯 水洗化率29.5%</p> <p>②水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん…銀行が融資した額の利子分を町が補給している 平成15年度実績：融資件数5件、補給額15千円 融資あっせんの額 限度額（自家）40万円まで （貸家）80万円まで イ.水洗化工事費助成…水洗化工事費の額に応じて、助成金を交付している 平成15年度実績：助成件数101件、助成額1,921千円 助成金額 (工事費) (助成金額) 5万円以上10万円未満 4,000円 10万円以上15万円未満 8,000円 15万円以上20万円未満 12,000円 20万円以上25万円未満 16,000円 25万円以上30万円未満 21,000円 30万円以上40万円未満 25,000円 40万円以上 33,000円 ウ.水洗化工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用を向上させる</p> <p>【内容】 使用開始世帯の水洗化事務</p> <p>【参考】 ①未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 未水洗化世帯への接続依頼を実施。 平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 2352世帯 義務期間経過世帯 769世帯 水洗化率 29.1%</p> <p>②水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） 融資あっせんの額 限度額 一戸建住宅 450千円 集合住宅等 900千円</p>	<p>【課題】 ・水洗化普及員による個別訪問指導 相模原市独自の施策である。</p> <p>・未水洗家屋の把握 城山町は台帳未整備（図面で整備）、相模湖町は未把握</p> <p>・水洗化工事費の助成 相模原市及び相模湖町を除く城山町及び津久井町が実施（融資あっせんの選択制）</p> <p>・水洗化工事資金融資あっせん 相模原市独自の施策である。</p> <p>・特別助成 相模湖町を除く1市2町が実施</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井町・城山町で行っている助成金制度は一元化し、新市に引き継ぐものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
10	水質管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	13,590千円	612千円	346千円	1,001千円		
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱		
会計の種別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,196千円	306千円	346千円	1,001千円		
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	排水設備新設等確認申請等システム					
備考1	相模原市下水道条例に基づく届出書管理					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【特別財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,196千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：374検体延5,538項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 306千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：19検体延289項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として） 「相模川流域下水道の水質管理に関する基本的な考え方」に基づき神奈川県下水道公社に業務委託している。</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 346千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：10検体延べ118項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ0件</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,001千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：6検体延252項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場</p>	<p>【課題】 ・根拠法令等としての各市町条例が異なる ・事業所に対する水質指導等が異なる ・電算システムによる事務処理が統一化されていない （相模原市のみ電算化されている） 規制水質データの入力、一元管理がされていない 規制対象事業所（法・条例による規制）関連の事業場マスタデータ、届出書、指導経過等の一元管理が行われていない 相模原市：H15年度 特定事業場数 6 1 3（旅館業含む） 除害施設設置事業場数 1 8 2 ・3町の規制対象事業場関連データが未入力</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 11	事務事業名 公共下水道施設維持管理補修事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	455,958千円	21,873千円	14,613千円	6,912千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	374,375千円	21,873千円	14,613千円	6,912千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、コンピュータによる維持管理システムの事務や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 374,018千円 隣接市町下水道処理負担金 357千円</p> <p>【参考】 合流管 98,218m 污水管 1,464,855m 雨水管 189,465m 排水管 344,139m 汚水マンホ-ルポンプ 30箇所 雨水マンホ-ルポンプ 4箇所 汚水中継ポンプ場 6箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場等の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 21,873千円</p> <p>【参考】 污水管 73,819m 雨水管 18,041m 汚水マンホ-ルポンプ 7箇所 汚水中継ポンプ場 1箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、下水道台帳整備を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 14,613千円</p> <p>【参考】 污水管 41,912m 汚水マンホ-ルポンプ 10箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 6,912千円</p> <p>【参考】 污水管 32,603m 汚水マンホ-ルポンプ 13箇所</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
12	公共下水道不明水浸入対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	12,223千円	3,087千円	4,253千円	0千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	12,223千円	1,543千円	4,253千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 12,223千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,543千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 4,253千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	435,253千円	7,800千円	10,000千円	3,700千円		
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市公共汚水ます設置要綱	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例	下水道法 相模湖町下水道条例 相模湖町公共汚水ます設置要綱		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	337,415千円	7,757千円	9,248千円	3,700千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 管きょ建設事業受益者負担金 21,956千円 公共下水道施設移設補償金 7,359千円 公営企業債 308,100千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 1,423個 平成14年度 1,335個 平成15年度 1,453個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 331千円 地方公営企業債(下水道整備債) 7,400千円 県費補助金 26千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 40個 平成14年度 44個 平成15年度 29個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 2,165千円 地方公営企業債(下水道整備債) 3,500千円 県費補助金 3,583千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 21個 平成14年度 37個 平成15年度 23個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 23個 平成14年度 20個 平成15年度 18個</p>	【課題】 条例・要綱の相違	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 16	事務事業名 排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	670千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市排水設備設置義務の免除に関する要綱 相模原市排水設備指針	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例 津久井町下水道条例施行規則	下水道法 相模湖町下水道条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	318千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名	排水設備確認申請等システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 296千円 責任技術者登録手数料 5千円 指定工事店登録手数料 13千円 参考図書 4千円</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---3,920件 完了検査件数---4,009件 (内 現場件数1,038件) 平成16年度予算額の670千円はコンピューターシステム保守とパート人件費</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---171件 完了検査件数---180件 (内 現場件数180件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---167件 完了検査件数---179件 (内 現場件数179件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---100件 完了検査件数---148件 (内 現場件数 148件)</p>	<p>【課題】 相模原市は抽出現場検査であるが、3町は全検査現場対応である。 3町は申請・検査の情報をデータ化していない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調査

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道管理課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 17	事務事業名 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額（平成16年度）	361千円	10千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市下水道条例 相模原市指定下水道工事店規則	城山町下水道条例 城山町指定下水道工事店規則	津久井町下水道条例 津久井町指定排水設備指定工事店規則	相模湖町下水道条例 相模湖町指定下水道工事店規則		
会計の種類	特別会計	特別会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	361千円	10千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う。</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 90千円 指定工事店登録手数料 271千円</p> <p>【参考】 平成15年度未現在 指定下水道工事店 413店 排水設備工事責任技術者 855名 指定下水道工事店標識板購入価格 3,500円</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 2千円 指定工事店登録手数料 3千円 更新手数料 5千円</p> <p>【参考】 平成15年度未現在 指定下水道工事店 91店 排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度未現在 指定下水道工事店 96店 排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度未現在 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【課題】 指定下水道工事店の標識板購入が、3町においてはない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
18	排水施設の指導及び検査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則 相模原市ディスプレイキッチン排水処理システム等取扱要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱		
会計の種別	特別会計	特別会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	排水設備新設等確認申請等システム					
備考1	相模原市下水道条例に基づく届出書管理用					
備考2	庁内LAN端末にデータ入力(開発行為書類受付)					
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付(データ入力)及び水質関連項目の確認 平成15年度実績：受付件数329件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付(データ入力)及び水質関連項目の確認 平成15年度実績：受付件数0件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例等に基づく事業場指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ0件 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【課題】 ・事務内容が一部異なっている ディスプレイキッチン排水処理システム指導が津久井町で行われていない。 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付(データ入力)等が津久井町、相模湖町で行われていない。 ・相模原市のみ排水施設の指導及び検査における事務処理を電算システムで行っている。 具体的内容 排水設備関連工事書類の入力・通知書発行等規制対象事業場(法・条例による規制)関連のデータ管理、受理書等発行</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 除害施設の指導					
	相模原市		城山町		調整方針	
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道法及び相模原市下水道条例に基づき、除害施設(事業場の排水処理施設)の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ351件 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び城山町下水道条例に基づき、除害施設(事業場の排水処理施設)の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ1件 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び津久井町下水道条例に基づき、除害施設(事業場の排水処理施設)の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成15年度実績：延べ10件 ・事業場等への立入調査 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 下水道法及び相模湖町下水道条例に基づき、除害施設(事業場の排水処理施設)の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場</p>	<p>【課題】 ・事業所指導根拠としての各市町条例が異なる ・事業所指導内容が異なる</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する</p>

事務事業一元化調査

合併協議事項番号		合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称							
18		上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道管理課							
大分類コード		大分類項目		協議ランク		調整済の可否							
				A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了							
中分類コード		中分類項目		調整方針の区分									
				現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整							
事務事業番号		事務事業名											
20		流域下水道に関する事務											
担当課名		相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		課題		調整方針	
歳入予算額(平成16年度)		下水道管理課 0千円		施設管理課 0千円		上下水道課 0千円		下水道課 0千円					
根拠法令等		下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱		下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱		下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱		下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱					
会計の種類		一般会計		特別会計		特別会計		特別会計					
歳入予算額(平成16年度)		0千円		0千円		0千円		0千円					
関係団体・慣行		公共的団体											
使用料・手数料・補助金等													
事務事業の別													
電算システム名													
備考1													
備考2													
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC													
【事務事業の内容】		【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。		【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。		【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。		【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。		【課題】 課題なし		【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	
		【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。		【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。		【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。		【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。					
		【参考】 公共下水道整備面積 6,189ha		【参考】 平成15年度末整備面積 256.1ha		【参考】 平成15年度末整備面積 162.6ha		【参考】 平成15年度末整備面積 165.2ha					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課			
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> 廃止の方向で調整 </td> </tr> </table>				現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整
現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整							
事務事業番号 21	事務事業名 私設下水道組合の指導、工事の検査等							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針		
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課				
歳入予算額（平成16年度）	0千円							
根拠法令等	下水道法 下水道条例 私設下水道組合施行要領							
会計の種類	特別会計							
歳入予算額（平成16年度）	0千円							
関係団体・慣行								
使用料・手数料・補助金等								
事務事業の別								
電算システム名								
備考1								
備考2								
表組等添付ファイル数 .XLS/ .DOC								
【事務事業の内容】	【目的】 公共下水道に接続する、私設下水道組合が施工する下水道工事等について、公共下水道整備計画に整合が取れるよう指導、工事の検査等を行う。 【内容】 私設下水道工事に関する物件設置申請等の手続きや、工事の施工に係る指導、及び工事の完成検査、施工後の管理区域の確認を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 22	事務事業名 私設下水道施設の移管事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	下水道法					
会計の種類	特別会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私設下水道組合が設置した下水道施設を受取る事務</p> <p>【内容】 円滑な公共下水道の整備を行ってため、組合下水道施設を公共下水道整備計画に合わせて市に移管をしていただき、できる限り有効利用を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称		
18	上下水道事業の取扱い	土木部会		下水道管理課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
23	相模川流域下水道事業助成金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)			8,384千円	2,466千円		
根拠法令等			相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書		
会計の種類			特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)			8,384千円	2,466千円		
関係団体・慣行			公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別			特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。	【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後速やかに、新市において協定書を締結する必要がある。
			【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計	【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計		
			【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。	【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。		
			【負担割合】 県企業庁 17.9% 横浜水道 37.8% 川崎水道 34.3% 横須賀水道 10.0%	【負担割合】 県企業庁 17.9% 横浜水道 37.8% 川崎水道 34.3% 横須賀水道 10.0%		
			【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 8,384千円	【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 2,466千円		
			【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 7,731千円	【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 2,198千円		
			【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 8,384千円	【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 2,466千円		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 24	事務事業名 水洗便所改造等利子補給金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）		11千円	38千円	4千円		
根拠法令等		城山町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	津久井町水洗便所改造等資金融資あっ旋に関する規則	相模湖町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則		
会計の種類		特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/ .DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度実績：融資件数5件 利子補給額15千円 融資あっ旋の限度額 自家... 40万円 貸家... 80万円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度 1件</p>	<p>【課題】 課題なし。 (3町は利子補給を行っている。)</p>	<p>【調整方針】 合併時に廃止し、水洗化促進事業に移行するものとする。 ただし、合併時まで契約されているものについては、最長で3年間存続させるものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道管理課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 25	事務事業名 私設汚水ポンプ設置助成金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)			1千円			
根拠法令等			津久井町私設汚水ポンプ設置助成金交付要綱			
会計の種類別			特別会計			
歳入予算額(平成16年度)			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質安全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる 【内容】 地勢等により自然流下で公共下水道に汚水排除できない場合、私設汚水ポンプを設置する者に対し工事費を助成している 平成15年度実績：なし 平成14年度実績：助成件数1件、 助成額752千円 助成金額 現に要した額 限度額90万円 当初予算額は1千円となっているが、申請があった場合に補正予算で必要額を計上する。	該当なし	【課題】 課題なし。	【調整方針】 合併時に廃止する。 ただし、現地の状況等を勘案したなかで対応方針を決めるものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称																																																								
18	上下水道事業の取扱い		土木部会	下水道管理課下水道料金室																																																								
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否																																																							
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了																																																							
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分																																																									
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整																																																									
事務事業番号	事務事業名																																																											
9	上下水道料金管理システム経費負担金																																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																						
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課																																																								
歳入予算額（平成16年度）	44,000千円	1,652千円	1,400千円	755千円																																																								
根拠法令等																																																												
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計																																																								
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																																																								
関係団体・慣行																																																												
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等																																																								
事務事業の別																																																												
電算システム名																																																												
備考1																																																												
備考2																																																												
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本市負担額は213,671,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td>43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td>43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td>43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td>43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td>37,848,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>213,671,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	43,955,600円	平成16年度負担額	43,955,600円	平成17年度負担額	43,955,600円	平成18年度負担額	43,955,600円	平成19年度負担額	37,848,600円	合計	213,671,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は8,031,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr><td>平成15年度の負担額</td><td>1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成16年度の負担額</td><td>1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成17年度の負担額</td><td>1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成18年度の負担額</td><td>1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成19年度の負担額</td><td>1,423,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,031,000円</td></tr> </table>	平成15年度の負担額	1,652,000円	平成16年度の負担額	1,652,000円	平成17年度の負担額	1,652,000円	平成18年度の負担額	1,652,000円	平成19年度の負担額	1,423,000円	合計	8,031,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は6,940,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td>1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td>1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td>1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td>1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td>1,229,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,940,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	1,427,600円	平成16年度負担額	1,427,600円	平成17年度負担額	1,427,600円	平成18年度負担額	1,427,600円	平成19年度負担額	1,229,600円	合計	6,940,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は3,668,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td>754,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td>754,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td>754,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td>754,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td>649,600円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,668,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	754,600円	平成16年度負担額	754,600円	平成17年度負担額	754,600円	平成18年度負担額	754,600円	平成19年度負担額	649,600円	合計	3,668,000円	<p>【課題】 各市町とも同じ内容なので課題無し。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（参考） 平成17年度まではシステム開発経費負担金を各市町分として支払うが、平成18年度以降は相模原市分として一括計上するため、次のとおり費用負担が必要となる。</p> <table border="0"> <tr><td>各町負担金分</td><td></td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>3,834,200円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>3,302,200円</td></tr> </table>	各町負担金分		平成18年度	3,834,200円	平成19年度	3,302,200円
平成15年度負担額	43,955,600円																																																											
平成16年度負担額	43,955,600円																																																											
平成17年度負担額	43,955,600円																																																											
平成18年度負担額	43,955,600円																																																											
平成19年度負担額	37,848,600円																																																											
合計	213,671,000円																																																											
平成15年度の負担額	1,652,000円																																																											
平成16年度の負担額	1,652,000円																																																											
平成17年度の負担額	1,652,000円																																																											
平成18年度の負担額	1,652,000円																																																											
平成19年度の負担額	1,423,000円																																																											
合計	8,031,000円																																																											
平成15年度負担額	1,427,600円																																																											
平成16年度負担額	1,427,600円																																																											
平成17年度負担額	1,427,600円																																																											
平成18年度負担額	1,427,600円																																																											
平成19年度負担額	1,229,600円																																																											
合計	6,940,000円																																																											
平成15年度負担額	754,600円																																																											
平成16年度負担額	754,600円																																																											
平成17年度負担額	754,600円																																																											
平成18年度負担額	754,600円																																																											
平成19年度負担額	649,600円																																																											
合計	3,668,000円																																																											
各町負担金分																																																												
平成18年度	3,834,200円																																																											
平成19年度	3,302,200円																																																											

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
18	上下水道事業の取扱い	土木部会	下水道管理課下水道料金室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	下水道法に規定する供用開始及び処理開始					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p> <p>ただし、隣接する町田市と協定を結び、町田市側に汚水を排除している一部の地域については次の処理場に接続している。</p> <p>位置 東京都町田市南成瀬8丁目1番地1名称 町田下水処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地名 相模川流域下水道左岸処理場</p>	【課題】 各市町とも同じ内容なので課題無し。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い			専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道整備課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 都市下水路等調査測量設計委託						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課			
歳出予算額(平成16年度)	1,275千円						
根拠法令等							
会計の種類	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。(事業認可区域外) 【内容】 平成16年度当初予算事業費内訳 ・委託料 1,275千円 平成15年度当初予算事業費内訳 ・委託料 1,500千円 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 公共下水道整備状況(平成16年度未予定) 行政区域内人口 625,900人 (257,300世帯) 整備区域内人口 614,100人 (253,900世帯) 整備区域内人口普及率(/) 98.1% 市街化区域下水道法事業認可面積 6,197.0ha 市街化区域整備率(/) 99.7% 市街化調整区域整備計画面積 330.0ha 市街化調整区域整備面積 100.9ha 市街化調整区域整備率(/) 30.6% 整備面積合計(+) 6,281.9ha 行政区域内人口(世帯)は、平成16年1月1日の「統計さがみはら」(平成12年国勢調査ベース)を基に算出した推計値である。 市街化調整区域の下水道法事業認可面積は416.2haであるが、区域外流入済(大規模施設等)86.2haを除いた整備計画面積は330haである。	該当なし 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 公共下水道整備状況(平成16年度未予定) 行政区域内人口 23,797人 (8,521世帯) 整備区域内人口 19,749人 (7,072世帯) 整備区域内人口普及率(/) 83.0% 市街化区域下水道法事業認可面積 270.0ha 市街化区域整備面積 266.3ha 市街化区域整備率(/) 98.6% 市街化調整区域整備計画面積 6.0ha 市街化調整区域整備面積 6.0ha 市街化調整区域整備率(/) 100.0% 整備面積合計(+) 272.3ha 行政区域内人口(世帯)は、平成16年5月1日の「城山町人口統計調査表」を基に算出した推計値である。 市街化調整区域の下水道法事業認可面積の6.0haは、すべて公共施設用地で区域外流入により接続した後、認可面積に含まれているため、現在の市街化調整区域整備率は100%となっております。	該当なし 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 公共下水道整備状況(平成16年度未予定) 行政区域内人口 30,100人 (10,400世帯) 整備区域内人口 9,300人 (3,300世帯) 整備区域内人口普及率(/) 30.9% 市街化区域下水道法事業認可面積 205.8ha 市街化区域整備面積 166.3ha 市街化区域整備率(/) 80.1% 市街化調整区域整備計画面積 843.0ha 市街化調整区域整備面積 4.6ha 市街化調整区域整備率(/) 0.5% 整備面積合計(+) 170.9ha 市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は1,138ha 用途地域(市街化区域)面積は295ha 下水道法事業認可面積は215ha	該当なし 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 公共下水道整備状況(平成16年度未予定) 行政区域内人口 9,724人 (3,513世帯) 整備区域内人口 4,790人 (1,161世帯) 整備区域内人口普及率(/) 49.2% 市街化区域下水道法事業認可面積 221.0ha 市街化区域整備面積 165.2ha 市街化区域整備率(/) 74.8% 市街化調整区域整備計画面積 324.0ha 市街化調整区域整備面積 5.0ha 市街化調整区域整備率(/) 1.5% 整備面積合計(+) 170.2ha 市街化区域の下水道法事業認可面積は221.0haであるが、区域外流入済(大規模施設)5.0haを含む整備済面積は170.2haである。 行政区域内人口(世帯)は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。 市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は545ha 用途地域(市街化区域)面積は223ha 下水道法事業認可面積は221ha	【課題】 課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで汚水対策(公共下水道・汚水)・雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における整備方針を定める必要がある。 【財政的な影響】 特になし	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
18	上下水道事業の取扱い		土木部会	下水道整備課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	排水路整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額(平成16年度)	2,976千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。(事業認可区域外)</p> <p>【内容】 平成16年度当初予算事業費内訳 ・工事請負費 2,976千円 平成15年度当初予算事業費内訳 ・工事請負費 3,500千円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【課題】 課題なし。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで汚水対策(公共下水道・汚水)・雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における整備方針を定める必要がある。</p> <p>【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い			専門部会名 土木部会	相模原市の課等の名称 下水道整備課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整		
事務事業番号 8	事務事業名 公共下水道測量設計等委託					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	147,870千円	0千円	3,400千円	1,000千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	113,600千円	0千円	3,000千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託等を市単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 (市街化区域分) 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計25.92ha ・延長 計7,730m ・事業費 29,790千円 地下埋設物調査委託 ・委託 3件 ・試掘 計68箇所 ・事業費 14,340千円 市内一円測量設計等委託 ・委託 2件</p> <p>(市街化調整区域分) 設計委託 ・委託 2件 ・面積 計69.48ha ・延長 計16,627m ・事業費 45,060千円 地下埋設物調査委託 ・委託 2件 ・試掘 計84箇所 ・事業費 17,850千円</p> <p>測量委託 ・委託 2件 ・面積 計113.96ha ・事業費 30,830千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 起債充当率：95% (ただし起債割れを加味し、充当率は約80%前後)</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査を実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 平成16年度については、予算的な対応はありませんが、職員により測量・設計・調査を実施します。現状で事業量が少なく、整備工事の内容も簡易なためこのような対応で行っています。今後も予定整備箇所の整備内容、条件等を把握した中で技術的に職員での対応が困難な場合には、専門業者への業務委託にて対応を行う。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 家屋補償調査委託 ・家屋事前事後調査 ・事業費 3,400千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 3,000千円 起債充当率：95%以内</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 (用途地域分) 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計 0.32ha ・延長 計 80m ・事業費 1,000千円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【課題】 課題なし (1市3町の事業内容がほとんど同様のため)</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）・雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。</p> <p>【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
18	上下水道事業の取扱い		土木部会	下水道整備課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
9	公共下水道整備補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	1,989,490千円	33,000千円	190,000千円	89,000千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,534,554千円	31,069千円	169,633千円	84,483千円		
関係団体・慣行 使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名 備考1 備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (市街区区域分) 設計委託料 ・委託 10件 ・延長 計7,350m ・事業費 129,510千円 地質土質調査委託 ・委託 7件 ・土質調査 計27箇所 ・事業費 24,020千円 地下埋設物調査委託 ・委託 9件 ・試掘 計89箇所 ・事業費 18,540千円 工事請負費 ・工事 16件 ・延長 4,032m ・事業費 1,754,360千円 (市街区調整区域分) 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 742m ・事業費 63,060千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 714,154千円 補助率：1/2 水質改善下水道事業補助金 60,000千円 補助率：1/2 下水道整備費 820,400千円 起償充当率：国庫裏償90% 市単独分管渠95%以内 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (市街区区域分) 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 164m ・事業費 33,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 14,200千円 補助率：1/2 県公共下水道事業費補助金 200千円 下水道整備費 16,669千円 起償充当率：国庫裏償90% 町単独分管渠95%以内 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 5件 ・延長 1,866m ・事業費 190,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 70,000千円 補助率：1/2 県費補助金 2,333千円 下水道整備費 97,300千円 起償充当率：国庫裏償90% 市単独分管渠95%以内 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (用途地域分) 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 632m ・事業費 89,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 44,500千円 補助率：1/2 下水道整備費 38,500千円 起償充当率：国庫裏償90% 町単独分管渠95%以内 県費補助金 1,483千円 資本費平準化費 38,000千円 (平成16年度より導入) 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【課題】 課題なし (1市3町の事業内容がほとんど同様のため)</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで汚水対策(公共下水道・汚水)・雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における整備方針を定める必要がある。 【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
18	上下水道事業の取扱い	土木部会	下水道整備課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
10	面整備事業	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	913,810千円	4,800千円	10,000千円	20,000千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	842,737千円	4,571千円	9,248千円	18,966千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域内の公共下水道（污水）の整備のため、市単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (市街化調整区域分) 工事請負費 ・工事 15件 ・延長 10,732m ・事業費 913,810千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 61,437,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 781,300,000円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 市街化区域内の公共下水道（污水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (市街化区域分) 工事請負費 ・工事 1件（一円費） ・延長 40m ・事業費 4,800千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者負担金 204,000円 県公共下水道事業費補助金 16,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 4,351,000円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 公共下水道（污水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 100m ・事業費 10,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 2,165,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 3,500,000円 県費補助金 3,583,000円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（污水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (用途地域分) 工事請負費 ・工事 2件 ・延長 96m ・事業費 9,000千円 ・公共分の単独費 11,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 地方公営企業債（下水道整備債） 12,300千円 県費補助金 6,666千円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>		<p>【課題】 整備の対象となる区域の捉え方に相違がある。</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで污水対策（公共下水道・污水）・雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。</p> <p>【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
18	上下水道事業の取扱い		土木部会	下水道整備課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	負担金、補償費等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	111,400千円	1,340千円	2,775千円	800千円		
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物(水道、ガス、電気等)切回し負担金や、県道自費復旧事務費負担金、又、踏み荒らし等の補償を行うための経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事(市街化区域)分 ・負担金、補助及び交付金 51,500千円 ・補償、補填及び賠償金 13,000千円 下水道整備工事(市街化調整区域)分 ・負担金、補助及び交付金 39,000千円 ・補償、補填及び賠償金 6,000千円 公共汚水ます設置工事分 ・負担金、補助及び交付金 1,800千円 ・補償、補填及び賠償金 100千円 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ</p>	<p>【目的】 下水道整備事業(工事)に係る切り回し・移設・自費復旧費等の負担金等の町が負担すべき経費。</p> <p>【内容】 (市街化区域分) 負担金、補助及び交付金 ・内容 水道管やガス管等の地下埋設物移設等に係る負担金 ・事業費 1,340千円 ・補償、補填及び賠償金については、予算的な対応はありません。また、補償、補填及び賠償金の算定のための基準等も設けておりません。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事に伴い、地下埋設物(水道、ガス、電気等)切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事分 ・負担金 2,775千円 ・工事の施工に伴う踏み荒らし等の補償については工事費により対応している。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物(水道、ガス、電気等)切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事(用途地域)分 ・負担金、補助及び交付金 300千円 ・補償、補填及び賠償金 500千円 ・土地賃貸借料 0千円 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【課題】 事業目的は同様であるが、補償の取り扱い方に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		相模原市の課等の名称 下水道整備課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 雨水幹線整備補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳出予算額（平成16年度）	566,000千円					
根拠法令等	下水道法					
会計の種類	特別会計					
歳入予算額（平成16年度）	541,146千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害地区解消に向け、幹線を整備するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」で記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 延長・管径が長く大きいため、1つの工事を継続事業として実施するもの。</p> <p>①溝上大野台雨水幹線整備工事（1工区） ・平成15～17年度継続事業 ・工事延長：945.2m ・管径：3,750mm ・工事契約額：1,330,132千円</p> <p>②麻溝台地区雨水幹線整備工事（1工区） ・平成16～18年度継続事業 ・工事延長：1,090m ・管径：3,500mm・3,000mm ・全体設計額：1,090,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等（平成16年度分）】 ①公共下水道事業補助金 274,846千円 ②公営企業債 266,300千円 （県貸付金29,000千円を含む）</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 ※「都市下水路等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 ※「都市下水路等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 ※「都市下水路等調査測量設計委託」に同じ</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 ※「都市下水路等調査測量設計委託」に同じ</p>	<p>【課題】 課題なし。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。但し、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）・雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。</p> <p>【財政的な影響】 特になし</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
18	上下水道事業の取扱い		土木部会		下水道整備課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
13	合流式下水道の改善					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課		
歳入予算額(平成16年度)	156,370千円					
根拠法令等	下水道法					
会計の種類別	特別会計					
歳入予算額(平成16年度)	114,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 合流式下水道区域(A=393ha)を分流式に改善するもの。 なお当事業については「公共下水道測量設計等委託」及び「下水道整備補助事業」で記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 委託料 ・相模原系統設計・地下埋設物調査委託</p> <p>工事費 ・中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区) ・氷川汚水幹線整備工事(1工区)</p> <p>【特定財源の内訳等】 水質改善下水道事業補助金 60,000千円 地方公営企業債 54,000千円</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>該当なし</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 「都市下水道等調査測量設計委託」に同じ。</p>	<p>【課題】 課題なし。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 (3町は分流式の下水道計画であり、合流式で整備された区域はなく改善の必要がない。)</p> <p>【財政的な影響】 特になし</p>